

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7年 7月 31 日

東京都知事 殿

申請者 〒 210-0847

住 所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目 16番7号



氏 名 三立処理工業株式会社

代表取締役 青木 卓

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 044-355-2861

担当者名 小松 亨敏

電話番号 044-355-2861

FAX番号 044-366-0481

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	(区分) 積替え保管を 含む • 除く。 (廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。 <input checked="" type="checkbox"/> ① 燃え殻 <input type="checkbox"/> ② 汚泥 <input type="checkbox"/> ③ 廃油 <input type="checkbox"/> ④ 廃酸 <input type="checkbox"/> ⑤ 廃アルカリ <input type="checkbox"/> ⑥ 廃プラスチック類 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 紙くず <input type="checkbox"/> ⑧ 木くず ⑨ 繊維くず <input type="checkbox"/> ⑩ 動植物性残さ ⑪ 動物系固形不要物 <input checked="" type="checkbox"/> ⑫ ゴムくず <input type="checkbox"/> ⑬ 金属くず <input checked="" type="checkbox"/> ⑭ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず <input type="checkbox"/> ⑮ 鉛さい <input checked="" type="checkbox"/> ⑯ がれき類 ⑰ 動物のふん尿 ⑱ 動物の死体 <input type="checkbox"/> ⑲ ばいじん ⑳ 政令第13号廃棄物 以上 15種類 (石綿含有産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 含む • 除く ) (水銀使用製品産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 含む • 除く ) (水銀含有ばいじん等 <input checked="" type="checkbox"/> 含む • 除く ) 限定 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 限定は、事業計画の概要のとおり
	事務所 〒210-0847 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目 16番7号 電話番号 044-355-2861
事務所及び事業場の所在地	事業場 〒210-0863 神奈川県川崎市川崎区夜光三丁目 3番5 電話番号 044-366-0481
	電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	運搬車両 16台 他の施設（容器等） <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ	該当なし
※ 事務処理欄	

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目16番7号

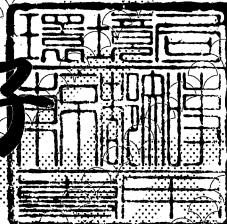
氏名 三立処理工業株式会社  
代表取締役 青木 卓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

優良

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 9月21日

許可の有効年月日 令和 7年 9月20日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、かれき類、ばいじん  
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上15種類)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成30年 2月 1日 新規許可  
平成30年 9月 21日 更新許可 第6回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)